

適正な事業所運営について

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課長 角田康一

平成19年4月

第1 法令遵守について

第2 都における適正化の取組

第1 法令遵守について

1 今回の介護保険制度改正の柱

予防重視型システムへの転換

施設給付の見直し

新たなサービス体系の確立

サービスの質の向上

負担のあり方・制度運営の見直し

2 事業者規制の見直し

不正事業者などに対する事後規制ルールを強化する観点から、指定の欠格事由、指定の取消要件の追加や指定の更新制の導入など、事業者規制の見直しが行われた。

事業者規制の見直し

1. 指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を図る観点から

指定の欠格事由に、申請者の取消履歴、役員¹の取消履歴、犯罪履歴等を追加した。

過去に指定を取り消されて一定年数を経っていない場合など一定の場合に該当するときは、指定できないこととされた。

事業者規制の見直し

2. 指定の更新制の導入

事業者の指定に有効期間(6年)を設ける。

更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できる。(現行も新規の指定申請について、同様の場合には拒否できる。)

事業者規制の見直し

3. 勧告、命令等の追加

都道府県、市町村(地域密着型サービス)が、より実態に即した指導監督や処分を行うことができるよう、事業者に対する

業務改善勧告

業務改善命令

指定の効力の停止命令

当該処分の公表、の権限が追加された。

3 法令遵守は最低限の要件

- ・ 質の向上が課題の段階に入っている。
- ・ サービスの質の観点からみると、基準適合等は最低限の要件で、その上に創意工夫で質の向上を図るもの
- ・ 基準さえ守れないのでは、質の向上は期待できない。
- ・ 制度への信頼を揺るがすもの

第2 都における適正化の取組

【東京都における介護給付適正化対策の柱】

予防

監視(モニタリング)

指導

1 予防

(1) 事業者自身による自己点検

事業者自己点検チェックシートの作成・配布
【都・国保連】

(2) 事業者等研修の充実

新規指定事業者に対する研修の実施【都・国保連】
介護支援専門員に対する研修の実施【都】

(3) 事業者及び保険者への情報提供

「かいてき便り」の発行・配布【都・国保連】

2 監視(モニタリング)

(1) 介護給付実績の分析

国保連システムの活用によるモニタリング
の実施【都・区市町村・国保連】

保険者研修の実施【国保連】

縦覧点検の実施【国保連・区市町村】

医療給付と介護給付の突合点検の実施
【国保連・区市町村】

(2) 保険者による点検・調査

認定調査状況チェックの実施

ケアプランチェックの実施

住宅改修・福祉用具実態調査の実施

(3) 利用者等からの情報

介護給付費通知の実施【区市町村】

苦情相談窓口の設置・活用

【都・区市町村・国保連】

3 指導

(1) 都による指導

集団指導の実施 実地指導の実施

事業者への重点的な検査の実施

(2) 保険者による指導

事業者連絡会における情報伝達

個別指導の実施

実地指導の実施

監査の実施(法76条)

不正が疑われる事業者に対する支払い留保

(3) 国保連による指導

苦情申立に基づく事業者への調査・助言・指導

介護サービスの適正化は制度持続の条件

都民、事業者、東京都、区市町村、都国保連がそれぞれの立場から介護サービスの適正化に取り組むことが必要

事業者も適正化の主体(法令遵守は最低条件)